

レセ電通信歯 2024004 号
令和 6 年 5 月 22 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

令和 6 年度診療報酬改定における歯科診療行為の記録に係る変更点等について

令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴い、歯科診療行為コードの新設及び変更並びに診療識別の変更をしたことから下記のとおりお知らせします。

また、加算数量データの記録に係る留意点について併せてお知らせします。

記

1 歯科点数表第 2 章第 12 部歯冠修復及び欠損補綴の通則加算の新設及び一部変更

(1) 新設

歯科診療行為 コード	加算 コード	省略名称
313041390	AM009	歯科診療困難者加算イ（歯冠修復及び欠損補綴）
313041490	AM010	歯科診療困難者加算ロ（歯冠修復及び欠損補綴）
313041290	AM008	歯科診療特別対応加算ロ（歯冠修復及び欠損補綴）

(2) 変更

歯科診療行為 コード	加算 コード	省略名称（変更後）	省略名称（変更前）
313023090	AM002	歯科診療特別対応加算ハ（歯冠修復及び欠損補綴）	歯科診療特別対応加算ロ（歯冠修復及び欠損補綴）

(3) 歯科点数表の記載とコードの対応について
新設及び変更したコードを太字で表記

歯科点数表	対応するコード
第12部 歯冠修復及び欠損補綴 通則 ～（略）～	
4 <u>6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難なもの</u> に対して、～（略）～	
イ 区分番号M003（2の口及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M003-3に掲げる咬合印象、区分番号M006（2の口に限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数	313028890： 乳幼児加算イ（歯冠修復及び欠損補綴） 313041390： 歯科診療困難者加算イ（歯冠修復及び欠損補綴）
ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M000からM000-3まで、M003（2の口及びハに限る。）、M003-3、M006（2の口に限る。）、M010からM010-3まで、M010-4（1に限る。）、M011、M011-2、M015からM015-3まで、M017からM021-2まで、M021-3（2に限る。）、M022、M023、M025からM026まで及びM030を除く。）を行った場合 所定点数の100分の50に相当する点数	313022990： 乳幼児加算ロ（歯冠修復及び欠損補綴） 313041490： 歯科診療困難者加算ロ（歯冠修復及び欠損補綴）
～（略）～	
6 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、～（略）～	
イ 区分番号M003（2の口及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M003-3に掲げる咬合印象、区分番号M006（2の口に限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数	313029090： 訪問診療加算イ（歯冠修復及び欠損補綴）
ロ 区分番号M021-3（1に限る。）及び区分番号M029に掲げる有床義歯修理を行った場合 所定点数の100分の50に相当する点数	313023190： 訪問診療加算ロ（歯冠修復及び欠損補綴）
7 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料及び同注8に規定する歯科診療特別対応加算1、歯科診療特別対応加算2又は歯科診療特別対応加算3を算定する患者に対して、～（略）～	
イ 区分番号M003（2の口及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M003-3に掲げる咬合印象、区分番号M006（2の口に限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数	313028990： 歯科診療特別対応加算イ（歯冠修復及び欠損補綴）
ロ 区分番号M009に掲げる充填を行った場合 所定点数の100分の60に相当する点数	313041290： 歯科診療特別対応加算ロ（歯冠修復及び欠損補綴）

歯科点数表	対応するコード
ハ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M000からM000－3まで、M003（2の口及びハに限る。）、M003－3、M003－4、M006（2の口に限る。）、M009からM010－3まで、M010－4（1に限る。）、M011、M011－2、M015からM015－3まで、M017からM021－2まで、M021－3（2に限る。）、M022、M023、M025からM026まで及びM030を除く。）を行った場合 所定点数の100分の50に相当する点数	313023090： 歯科診療特別対応加算ハ（歯冠修復及び欠損補綴）

(4) 記録例

ア 著しく歯科診療が困難なものに対して、咬合印象を実施した場合

●CSVの記録

SS, 64, 1, 313033410,,, AM009,, ～（略）～, 238, 1,,,,,,,,,,,,, 1,,,,,,,,,,,,,

●レセプトの表示

64	その他	咬合印象 歯科診療困難者加算イ（歯冠修復及び欠損補綴） 238× 1
----	-----	------------------------------------

イ 著しく歯科診療が困難なものに対して、光学印象を実施した場合

●CSVの記録

SS, 64, 1, 313040210,,, AM010,, ～（略）～, 150, 1,,,,,,,,,,,,, 1,,,,,,,,,,,,,

●レセプトの表示

64	その他	光学印象 歯科診療困難者加算ロ（歯冠修復及び欠損補綴） 150× 1
----	-----	------------------------------------

※ 歯科診療特別対応加算及び歯科診療困難者加算を区分して記録してください。

※ 注加算テーブルの設定と合致しない記録となった場合、L4762：加算コードの記録確認が発生します。

2 歯科点数表第2章第7部リハビリテーションの新設

(1) 新設

歯科診療行為コード	加算コード	省略名称
308006170	CH010	早期リハビリテーション加算（脳血管疾患等リハビリテーション料）
308006270	CH011	初期加算（脳血管疾患等リハビリテーション料）
308006370	CH012	急性期リハビリテーション加算（脳血管疾患等リハビリテーション料）
308009070	CH013	早期リハビリテーション加算（廃用症候群リハビリテーション料）
308009170	CH014	初期加算（廃用症候群リハビリテーション料）
308009270	CH015	急性期リハビリテーション加算（廃用症候群リハビリテーション料）

(2) 歯科点数表の記載とコードの対応について

歯科点数表	対応するコード
H000 脳血管疾患等リハビリテーション料 ～（略）～ 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から 30 日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1 単位につき 25 点を所定点数に加算する。 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から 14 日を限度として、初期加算として、1 単位につき 45 点を更に所定点数に加算する。 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術又は急性増悪から 14 日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1 単位につき 50 点を更に所定点数に加算する。 ～（略）～ H000-3 廃用症候群リハビリテーション料 ～（略）～ 2 注1本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から 30 日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1 単位につき 25 点を所定点数に加算する。 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、注1本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から 14 日を限度として、初期加算として、1 単位につき 45 点を更に所定点数に加算する。 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃	308006170 : 早期リハビリテーション加算（脳血管疾患等リハビリテーション料） 308006270 : 初期加算（脳血管疾患等リハビリテーション料） 308006370 : 急性期リハビリテーション加算（脳血管疾患等リハビリテーション料） 308009070 : 早期リハビリテーション加算（廃用症候群リハビリテーション料） 308009170 : 初期加算（廃用症候群リハビリテーション料） 308009270 : 急性期リハビリテーション加算（廃用症候群リハビリテーション料）

歯科点数表	対応するコード
用症候群の急性増悪から 14 日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1 単位につき 50 点を更に所定点数に加算する。	

(3) 記録例

ア 理学療法士による脳血管疾患等リハビリテーションを実施した患者に対して、早期リハビリテーション加算、初期加算及び急性期リハビリテーション加算を算定する場合

● C S V の記録

SS, 80, 1, 308004810, , , CH010, , CH011, , CH012, , ～(略)～, 365, 1, 1, , , , , ～(略)～, , , ,

● レセプトの表示

	80	01	脳血管疾患等リハビリテーション料（１）（理学療法士） 早期リハビリテーション加算（脳血管疾患等リハビリテーション料） 初期加算（脳血管疾患等リハビリテーション料） 急性期リハビリテーション加算（脳血管疾患等リハビリテーション料） 3 6 5 × 1
--	----	----	--

イ 理学療法士による廃用症候群リハビリテーションを実施した患者に対して、早期リハビリテーション加算、初期加算及び急性期リハビリテーション加算を算定する場合

● C S V の記録

SS, 80, 1, 308007710, , , CH013, , CH014, , CH015, , ～(略)～, 300, 1, 1, , , , , ～(略)～, , , ,

● レセプトの表示

	80	01	廃用症候群リハビリテーション料（１）（理学療法士） 早期リハビリテーション加算（廃用症候群リハビリテーション料） 初期加算（廃用症候群リハビリテーション料） 急性期リハビリテーション加算（廃用症候群リハビリテーション料） 3 0 0 × 1
--	----	----	--

3 診療識別について

入院外のレセプトで請求する際に記録する診療識別について、次のとおり変更がありますのでご留意願います。

診療行為 コード	省略名称	令和 6 年 6 月 診療分から	令和 6 年 5 月 診療分まで
302009010	医管	13	80
302011410	療養・就労両立支援指導料（初回）	80	13
302011510	療養・就労両立支援指導料（2回目以降）	80	13
308000510	摂食機能療法（30分以上）	80	13
308004310	摂食機能療法（30分未満）	80	13

その他新設の診療行為で記録する診療識別は別紙のとおりです。

4 歯科診療特別対応加算への数量データの記録について

次の加算コードには加算数量データの記録が必要となりますのでご留意願います。

診療行為 コード	加算 コード	省略名称
301000470	CA002	歯科診療特別対応加算 1（初診）
301000570	CA003	歯科診療特別対応加算 2（初診）
301122870	CA261	歯科診療特別対応加算 3（初診）
301001970	CA015	歯科診療特別対応加算 1（再診）
301123970	CA271	歯科診療特別対応加算 2（再診）
301124070	CA272	歯科診療特別対応加算 3（再診）

<抜粋 歯科点数表 区分番号A000注6>

6 著しく歯科診療が困難な者に対して初診を行った場合 ～（略）～ を所定点数に加算する。ただし、歯科診療特別対応加算 1、歯科診療特別対応加算 2 又は歯科診療特別対応加算 3 を算定する患者について、当該患者に対する診療時間が 1 時間を超えた場合は、30 分又はその端数を増すごとに、100 点を更に所定点数に加算する。

<抜粋 歯科点数表 区分番号A002注4>

4 著しく歯科診療が困難な者に対して再診を行った場合 ～（略）～ を所定点数に加算する。ただし、歯科診療特別対応加算 1、歯科診療特別対応加算 2 又は歯科診療特別対応加算 3 を算定する患者について、当該患者に対する診療時間が 1 時間を超えた場合は、30 分又はその端数を増すごとに、100 点を更に所定点数に加算する。

●C S Vの記録

●レセプトの表示

80	その他	歯科診療特別対応加算 1 (初診)	70分	275×1
----	-----	-------------------	-----	-------

なお、きざみテーブルのきざみ単位に「1：分」が設定されている区分番号C 0 0 1注7の「患家診療時間加算（歯科訪問診療）」とは異なり、診療時間が60分を超えない場合も加算数量データの記録が必要です。

診療行為 コード	省略名称（漢字）	診療 識別
301123710	初診料（診療所）（情報通信機器を用いた場合）	80
301182310	初診料（病院）（情報通信機器を用いた場合）	80
301182710	再診料（病院）（情報通信機器を用いた場合）	80
301182810	同日再診料（病院）（情報通信機器を用いた場合）	80
301182510	同日再診料（診療所）（情報通信機器を用いた場合）	80
301125010	再診料（診療所）（情報通信機器を用いた場合）	80
301181110	短期滞在手術等基本料 1（入院で実施される手術）（麻酔を伴う場合）	80
301181010	短期滞在手術等基本料 1（イ以外の場合）（1 以外の場合）	80
301180910	短期滞在手術等基本料 1（イ以外）（麻酔を伴う手術を行った場合）	80
301181210	短期滞在手術等基本料 1（入院で実施される手術）（1 以外）	80
302017410	回復期等口腔機能管理計画策定料	13
302017810	エナメル質初期う蝕管理料	13
302016710	小児口腔機能管理料（情報通信機器を用いた場合）	13
302017510	回復期等口腔機能管理料	13
302016910	口腔機能管理料（情報通信機器を用いた場合）	13
302017610	根面う蝕管理料	13
302018110	特疾管（情報通信機器を用いた場合）	80
302019510	医療情報取得加算 2（医学管理等）	80
302019810	医療 D X 推進体制整備加算（医学管理等）	80
302019710	医療情報取得加算 4（医学管理等）	80
302019410	医療情報取得加算 1（医学管理等）	80
302018610	外来腫瘍化学療法診療料 3（抗悪性腫瘍剤を投与（4 回目以降））	80
302018510	外来腫瘍化学療法診療料 3（抗悪性腫瘍剤を投与（初回～3 回目））	80
302018410	外来腫瘍化学療法診療料 2（抗悪性腫瘍剤を投与（4 回目以降））	80
302018310	外来腫瘍化学療法診療料 1（抗悪性腫瘍剤を投与（4 回目以降））	80
302019610	医療情報取得加算 3（医学管理等）	80
302018710	外来腫瘍化学療法診療料 3（イ以外の必要な治療管理）	80
302018910	歯科遠隔連携診療料	80
302019110	診療情報等連携共有料 2	80
302019310	特イ管 2	64
303013510	訪問診療 5（病院）（20 分未満）	80
303016710	訪問診療 1（病院）（同居する同一世帯の複数患者の診療等）	80
303016610	訪問診療 1（診療所）（同居する同一世帯の複数患者の診療等）	80
303014610	訪問診療料（特別の関係にある他の保険医療機関等）（初診時）	80
303013410	訪問診療 5（診療所）（20 分未満）	80
303012810	訪問診療 3（診療所）	80
303013210	訪問診療 5（診療所）	80
303013110	訪問診療 3（病院）（20 分未満）	80
303013010	訪問診療 3（診療所）（20 分未満）	80

診療行為 コード	省略名称（漢字）	診療 識別
303012910	訪問診療 3（病院）	80
303013310	訪問診療 5（病院）	80
303014710	訪問診療料（特別の関係にある他の保険医療機関等）（再診時）	80
303015010	歯在管（在宅療養支援歯科病院）	80
303016210	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 1	80
303016310	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 2	80
303016410	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 3	80
303016510	在宅腫瘍化学療法注射指導管理料	80
304003110	口腔細菌定量検査 2	31
304003310	咀嚼能力検査 2	31
304003510	咬合圧検査 2	31
306003410	処方箋料（7種類以上）（同一敷地内薬局）	21
306003510	処方箋料（リフィル処方箋）（7種類以上）（同一敷地内薬局）	21
306003610	処方箋料（1以外）（同一敷地内薬局）	21
306003710	処方箋料（リフィル処方箋）（1以外）（同一敷地内薬局）	21
308005010	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（言語聴覚士）	80
308007810	廃用症候群リハビリテーション料（1）（作業療法士）	80
308008910	廃用症候群リハビリテーション料（3）（イ～ニ以外）	80
308008810	廃用症候群リハビリテーション料（3）（歯科医師）	80
308008710	廃用症候群リハビリテーション料（3）（言語聴覚士）	80
308008610	廃用症候群リハビリテーション料（3）（作業療法士）	80
308008510	廃用症候群リハビリテーション料（3）（理学療法士）	80
308008410	廃用症候群リハビリテーション料（2）（歯科医師）	80
308008310	廃用症候群リハビリテーション料（2）（言語聴覚士）	80
308008210	廃用症候群リハビリテーション料（2）（作業療法士）	80
308008110	廃用症候群リハビリテーション料（2）（理学療法士）	80
308004910	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（作業療法士）	80
308007910	廃用症候群リハビリテーション料（1）（言語聴覚士）	80
308005510	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（歯科医師）	80
308004810	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（理学療法士）	80
308005110	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（歯科医師）	80
308005210	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（理学療法士）	80
308008010	廃用症候群リハビリテーション料（1）（歯科医師）	80
308005410	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（言語聴覚士）	80
308007710	廃用症候群リハビリテーション料（1）（理学療法士）	80
308005610	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（理学療法士）	80
308005710	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（作業療法士）	80
308005810	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（言語聴覚士）	80
308005910	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（歯科医師）	80
308006010	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（イ～ニ以外）	80

診療行為 コード	省略名称（漢字）	診療 識別
308005310	脳血管疾患等リハビリテーション料（２）（作業療法士）	80
308010610	歯科口腔リハビリテーション料３（口腔機能の発達不全）	80
308010710	歯科口腔リハビリテーション料３（口腔機能の低下）	80
309021510	摘便	44
309021110	回復期等専門的口腔衛生処置	44
309021210	口腔バイオフィルム除去処置	44
309021310	口腔リンパ管腫局所注入	44
310037510	歯肉歯槽粘膜形成手術（結合組織移植術）	44
313040210	光学印象	64
313040610	試適（その他）	64
313040910	レジン前装金属冠（前歯（ブリッジの支台歯））	62
313041010	レジン前装金属冠（前歯（イ以外））	62
313041110	C A D／C A M冠（エンドクラウン）	64
314011510	歯科矯正相談料１	80
314011610	歯科矯正相談料２	80
316016610	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（１）（初診時）	80
316016910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（１）（訪問診療・同一建物）	80
316016710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（１）（再診時等）	80
316016810	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（１）（訪問診療・同一建物以外）	80
316017810	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）５（初診又は訪問診療時）	80
316017010	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）１（初診又は訪問診療時）	80
316018310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）７（再診時等）	80
316018410	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）８（初診又は訪問診療時）	80
316018210	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）７（初診又は訪問診療時）	80
316018110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）６（再診時等）	80
316018010	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）６（初診又は訪問診療時）	80
316017910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）５（再診時等）	80
316017710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）４（再診時等）	80
316017610	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）４（初診又は訪問診療時）	80
316017510	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）３（再診時等）	80
316017410	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）３（初診又は訪問診療時）	80
316017310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）２（再診時等）	80
316017110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）１（再診時等）	80
316018510	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）８（再診時等）	80
316017210	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（２）２（初診又は訪問診療時）	80